新庁舎建設に関する調査特別委員会

(第28回) 会議録

会	議	年	月	日	平成 28 年 12 月 8 日 (木曜日)
開				会	午前 9 時 59 分 閉 会 午前 11 時 12 分
場				所	鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室
出	席 委 (9名)		員	委員長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 下村 佳弘	
欠	席		委	員	なし
事	務	局	職	員	局次長:湯谷久美子 議事係主任:増田 和人
出	席	説	明	員	総務部長:河井登志夫 庁舎整備局長:小林俊樹 庁舎整備局次長:藏増 祐子 庁舎整備局局長補佐:尾坂 和昭 庁舎整備局主幹:宮崎 学 庁舎整備局主幹:田中 友一 庁舎整備局主任:北村誠太郎
傍		聴		者	2名
本日	の会議	養に付	した	事件	別紙資料のとおり
備				考	

午前9時59分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

最初に、傍聴の方2名おられますので、許可しておりますことをお伝えいたします。

それでは、本日の日程でございますが、まず議案の説明を受けまして、その後、議会報告会 での意見、要望等の対応についての順で議事を進めたいと思います。

まず事業に入る前に、河井総務部長、挨拶がありましたらお願いいたします。 総務部長。

- ○河井登志夫 総務部長 改めて、おはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。本日は、議案第140号、平成28年度一般会計補正予算(第8号)の所管に関する部分ということで、庁舎関係、地盤変動影響調査(事前)業務というものを御説明をさせていただきます。担当のほうから御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。
- ◆寺坂寛夫 委員長 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。

議案第140号、平成28年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

藏增次長。

〇藏増祐子 庁舎整備局次長 失礼いたします。

議案について御説明を申し上げます。予算書につきましては、28ページと76ページが該当のところでございます。事業別概要につきましては、3ページと40ページでございます。現年度予算と債務負担行為について記載をさせていただいております。また、説明資料といたしまして、庁舎整備局のほうから御準備させていただきましたのは、資料1-1と1-2を準備させていただいております。

そうしましたら、事業別概要で説明をさせていただきたいと思います。市庁舎整備事業でございますけれども、これは新本庁舎の建設に係ります地盤変動影響調査、工損調査ともいいますけれども、これの事前調査に伴う補正でございます。本年度から平成29年度にかけまして実施をいたしますために、平成29年度の債務負担行為をあわせて設定するものでございます。現年度予算は1,312万3,000円、債務負担行為は3,062万2,000円でございます。合計4,374万5,000円でございます。

現年度予算は前金部分、前金払い部分3割を予定しておりまして、前金部分の支払いができるように計上しておるものでございますが、請負業者からの請求がない場合には、2月補正で次年度の予算に組み替えるということも想定をいたしております。

地盤変動影響調査でございますが、一般的にこの地盤変動調査の事前調査というものは、公 共事業における工事によりまして、不可避的に発生する損傷を、工事完了後においてその損傷 を原状回復する費用を負担するために、おのおのの損傷が公共事業による工事に起因するもの か否か、因果関係を判断するために必要なものであるというふうにされております。それとと もに、損傷が公共事業による工事によるものと認められた場合には、費用負担の積算基準に係る重要な資料となるものでもございます。したがって、調査対象となる区域内の建物の現状や、 既に発生している損傷の程度、状況などについて現状把握することとなります。

新本庁舎の建設工事におきましても、工事の際には近隣の家屋に損傷を及ぼすことのないように、細心の注意を払いながら施工することとしたいというふうに考えておりますけれども、工事に起因しまして何らかの問題が生じた場合に、原因が特定できるように工事着手前の家屋等の現状を調査させていただくものでございます。

具体の調査につきましては、事業別概要の下のほうでございますけども、事業の内容というところに記載をさせていただいております。建物の基礎、柱、はりなどの調査を行うとさせていただいておりますが、これは調査員、請負業者でございますが、調査員が一見して目視できる範囲の屋内、屋外の損傷箇所の調査を、調査と写真撮影及び計測を行うものでございます。床下であるとか天井裏、押し入れ、物入れなど、家財道具を移動させなければならない場所につきましては、調査の対象外というふうになります。

工事に起因する地盤変動の要因といたしましては、重機等が移動する際の震動による影響ですとか、掘削で地下水が湧き出まして地下水位が低くなることによる影響、また敷地に盛り土を行うことによりまして、本敷地に荷重がかかりまして周辺に影響を及ぼすなどというようなことがありますが、新本庁舎の工事による影響の範囲といたしましては、これらの影響を検討いたしまして、敷地の周囲の外周の外側の20数メートルのあたりまでを範囲と想定をいたしております。これは東側、敷地の東側は国道53号線の東の端あたりぐらいまで行きますし、南側はイオンの駐車場の中あたりまで行きます。西側は、公社が所有している土地の西側あたりまで行きます。北側は、市道扇町幸町1号線の北側の住宅に10数メートル入ったあたりまでこの範囲に含まれるものと考えております。調査の範囲につきましては、この影響の範囲を基本と考えておりますけれども、対象の家の隣はどうかということもございますので、その周辺も含めて調査の範囲を考えております。

委託期間は、請負業者の選定に1カ月程度かかりますので、2月ごろから翌年度の6月ごろまでを想定しております。以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 説明していただきました。

本日の委員会では、説明のみとなっておりますので、委員の皆様は聞き取りにくい点、あるいは字句等の確認等ございましたらお願いします。

ありませんね。そうしますと、質問の日程は12月の13日、一般質問等はございますが、終了後っていいますか、午後になるかもわかりません。13日の予定ですので、そのときに質問をお願いしたいと思います。

続きまして、次は議会報告会の意見、要望等の対応についてでございます。協議を行いたいと思います。資料、お手元の資料をお配りしております。2枚物で議会報告会の意見、要望等の対応についてということで。これについてはめくっていただきましたら、その新庁舎建設に関する調査特別委員会への御意見があります、質問等。これについての、会場で答えておりますけど、まず質問内容は、新本庁舎建築についての費用の削減ばかりでなく、因幡の国の核と

なる施設として立派なものをつくってほしいという、佐治からの要望がございました。会場での回答としては、経費を抑えながら将来にわたってしっかりとしたものをつくり上げていけるかここのバランスを踏まえながら特別委員会でしっかりと議論を進めているということで。一応会場では回答済みとなっていますが、この辺の皆様、御意見はいかがでしょうか。委員会として、執行部に要望するか委員会として回答するか、会場で回答するんだからいいという話もありまして、ホームページに載せますので、内容を。この内容についての会場での回答でよろしいのかどうか。御意見をちょっと頂戴したいと思います。

- ◆桑田達也委員 いいんじゃないか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 いいですかね。
- ◆長坂則翁委員 うん、ええわね。
- ◆寺坂寛夫 委員長 内容はね。委員会をどんどんどんどんするとかではないですので。これは執 行部がされることですけど。

これで、じゃあ回答済みという格好で、ホームページのほうは、回答…。

- ◆桑田達也委員 「個々」のバランスですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 「ここ」の、こ…。
- ◆長坂則翁委員 総会の。
- ◆伊藤幾子委員 ここのバランスじゃない。
- ◆寺坂寛夫 委員長 ここのバランス、ちょっと言いにくかって。
- ◆下村佳弘委員 ようわからんな。
- ◆寺坂寛夫 委員長 「ここ」って平仮名で。
- ◆下村佳弘委員 誰が言っとられた。
- ◆伊藤幾子委員 誰が言っとられた。
- ◆寺坂寛夫 委員長 回答、佐治に行かれた方ありますか。
- ◆米村京子 委員 えっと、誰が、佐治行きましたけど、誰が答えたかちょっと。忘れました。
- **◆下村佳弘委員** どういう意味で答えられたかな。
- ◆米村京子 委員 え。
- **◆下村佳弘委員** どういう意味で答えられただろうか。
- ◆米村京子 委員 やっぱり、答えられたというか、あくまでも立派なものをつくってほしいと。 要するに、予算に関係なくっていうところの力強い意見です。
- ◆寺坂寛夫 委員長 いや、回答のほうです。
- ◆米村京子 委員 回答に対しては、この経費を抑えつつ将来に向かってということで。どれだけ あれしたもんでもなかったもんですから、ついちょっと、覚えておりません。
- ◆長坂則翁 委員 何か、「ここの」という表現がおかしい。
- ◆寺坂寛夫 委員長 おかしいですね、ちょっと。「ここ」。ここのものをというか。
- ◆桑田達也委員 「個々」じゃなくて、「ここの」という意味ですか。
- ◆米村京子 委員 「ここの」、ここのっていう…。
 - 1個1個じゃなくって、要するに「ここの」っていう意味のが……。

- ◆伊藤幾子 委員 「いけるか」丸だと思いますよ。
- ◆長坂則翁 委員 取っちゃえばいいですよ、「ここの」。
- ◆寺坂寛夫 委員長 「ここの」をちょっと外して、外させてもらって。
- ◆米村京子 委員 その当時の言葉の言い回しになってくると思いますんで、やっぱりここはちょっと考えてもらったほうがいいのかもしれませんね、「ここの」っていうのは。
- ◆長坂則翁 委員 「ここの」を取っちゃやあええ。ね。
- ◆寺坂寛夫 委員長 じゃあちょっとここの委員会で、ちょっと内容。「つくり上げていけるよう バランスを踏まえながら」とか。それは、しっかりしたものをつくり上げていけるようバランスを踏まえながら、しっかりと議論をするでいい。(「はい」と呼ぶ者あり) そういうふうに、 じゃあ訂正しましょうか。
- ◆米村京子 委員 よろしくお願いします。
- ◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁 委員 ただ、執行部でこれに対して、何かアドバイス的に何かあれば。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** 済みません、ちょっと資料をお見せいただいてないので、ちょっとわからないですけども。
- ◆長坂則翁 委員 会場でそう答えとるんだから、それでいいが、うん。
- ◆桑田達也委員 「ここ」ってわからんな。
- ◆長坂則翁 委員 「ここの」をここをちょっと削除して。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** 多分、この表現とあれなんでしょうね。費用と施設の必要性とかいう それぞれのバランスを踏まえながらという。
- ◆寺坂寛夫 委員長 うん、いろいろね。それぞれの…。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議会報告会を終了しまして。

それでは、次に、先日の一般質問における太田議員での質問事項がございました。その中で、 発言の中での事実確認、最後のほうでちょっと新庁舎に関する意見がございまして、このこと について、委員会としてもちょっと執行部にお尋ねしたいと思いますので、その辺の発言内容 とそのしっかりした執行部の考え方、今までやってきた。それをちょっと説明お願いしたらと 思います。

- ◆伊藤幾子 委員 ちょっといいですか、委員長。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 ちょっと今の委員長の説明だと、あんまりちょっとわかりにくいかなと思うんですけど、一般質問を聞いてて、ちょっと私も何ていうのか、字面を見て聞いてたわけじゃなくて、あくまでやりとりを聞いてて、そのときにおやと思ったんですけれども、その点っていうのが、土壌調査がされて、ことしの9月に土壌調査の報告書が出たという話で。それで、くい打ち部分10メーター掘ったとかそういう話も出てきて、そういうやりとりの中で前の、昔の市立病院があったときの浄化槽と重油タンクの何かあったところからヒ素が出てきてて、それで一つのところは調査をしたけれども、何かもう一つのところ、重油タンクのところは調査を

しないだか、してないだか、そういうやりとりがありまして、私はそれを聞いてて、まず私は特別委員会の委員なのに、その浄化槽の場所とか重油タンクの場所を全く知らなくって、この間説明があったんかもしれませんけど、全くその意識になかったので、まあ言うたら土壌調査の予算も私、認めてきてますし、認めてきてるのにこういう指摘が議会の中であって、でも、場所も知らんっていうのはだめだなと思って、終わった後それを知りたいということで問い合わせをしたんですけれども。

それともう一つ、重油タンクのところにヒ素が出てきたけども、調査をしないだとか、なかなかそのやりとりの中で、私の理解としては、何か浄化槽とか重油タンクがあったとかなかったとかは別にして、必要な調査をした結果、これこれこういう措置をしていきますみたいな報告がずっとあったので、それは全部了として認めてきてたわけですよね、私は認めてきてました。だけど、そういう指摘が、やらないといけないことをもししてないとしたら、ちょっと私は間違った判断をしてるっていうふうになるので、これもやっぱりちょっと自分の責任として確かめないといけないなと思ったので、もう一回再度、土壌調査がどういう、どこがだめで、どういう調査をしてきてっていうのをもう一回確かめないといけないなと思ったので、ちょっとやっぱり議会のやりとりを聞いて、本当にちょっとこの間自分が判断してきたことが本当にこれ大丈夫なのかと。ちょっとそこら辺が不安になりましたので、私はもう担当課に確認を、やっぱりこれはしないといけないし。ちょっと、ほかの議員さんに確かめたわけではないですけれども、やっぱりこの委員会ではこの間全会一致できているので、やっぱりそこはちょっと改めて確認をしておいたほうがいいのかなと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 委員の皆さん、そういうことですので。

それでは、執行部、ちょっと説明をお願いします。 小林局長。

〇小林俊樹 庁舎整備局長 庁舎整備局の小林です。

では、説明をさせていただきます。今、おっしゃられたように伊藤議員さんのほうから昨日 電話をいただきまして、委員長さんに説明の許可をいただきましたので、改めて、では説明を させていただきます。

きょう準備しております資料は鳥取市新本庁舎建設地土壌汚染調査業務ということで、平成27年度に実施をいたしまして、28年3月に完了したということで。この委員会の中では、6月議会の中での特別委員会で御報告をさせていただいたものだと思います。改めて、前回はヒ素の汚染部分を中心に全般的な説明をさせていただいているんですけども、今回はその浄化槽とか重油タンクのとこですね。そこについての認識ということがありましたが、そこを重点的に説明をさせていただこうかと思っております。

1 枚めくっていただきますと、まず土壌汚染調査をした物質を記入させていただいています。 第 1 種特定有害物質11項目、それから第 2 種 9 項目ということで、第 3 種というのは農薬になりますんで、基本的にはここには必要はないんですけれども、病院があったということもあって PCB の影響があるかもしれないということで、 PCB については追加をして調査をさせていただいたということで、 21 項目の調査をこの敷地全体に対してさせていただいております。

ということで、これが調査物質ということでございます。

それから、1枚めくっていただきますと、これはどこで試料を採取したか、土を採取したかというとこなんですけども、この敷地、あるかないかわからないような場合、30メートルメッシュに区切りまして調査をしていくということになりますので、もう1枚、下をめくっていただきますと、水色で塗ったような全体の図面がありますけど、この中に出てますのが病院の建物があった、その建物の状態がそのまま入れてありまして。その中でA1ブロックからA2ブロック、A3ブロックということで、Bブロック、Cブロックというふうに30メートルの区画で基本的には区切っていってまして、区画の中の配置としましては、左側にちょっと、文書がある左側に四角い枠があって細かいA1-7とかA1-4とかA1-1とかあるんですけども。一応30メートル区画に区切った場合に、どういうところから土を採取して検査するべきだというのが、土壌汚染対策法の中である一定定められておりまして、それに基づいているんですけども。この分けた中で、基本的には十文字の文字を描くような形で、A1-8からA1-2のほうに1本線を引く。それからA1-4からA1-6のほうに1本線を引くような形で、十文字を描きまして、その線の中から等間隔で5カ所、土を採取すると。5カ所採取して、同量を混合しまして、汚染について調査をするというようなやり方が定められております。それに従ってやったということでございます。

それで、1 枚戻っていただきまして、先ほどちょっと細かい、小さい文字で見にくいんですけども、この資料でどこのポイントから土をとったというようなことが記載をしておりまして、A1でいくとA2、A1-2、A1-4、A1-5、A1-6、A1-8という5 点からとりましたということですね。それで、右端の試料採取位置というのがありますけども、ここをちょっと見ていただくと、アンダーラインを引いてる一番上の部分ですね。浄化槽位置というのがあって、これが病院時代の浄化槽があったとこということがありまして、一般的にはこの調査というのが表層、路盤面から舗装がしてあったり砕石があったり、そういうものを取って、その下50センチから1 メートルっていうようなあたりを採取すればいいということになってるんですけども、そのタンクがあったような場所については、タンクを取った後、別の土が埋め戻されている可能性があるので、その影響を差っ引かなければいけないということで、地盤面から1.5メートルから2メートルの深さのところをあえて土をとるという形にしてやってあるということです。

同じような形で、ちょっと太いアンダーラインが引いてありますけども、A3のところで重油タンクの下は2メートルから2メートル50のところでやりましたということ。それから、A5のところでは、浄化槽があるので1.5メートルから2メートル下のところでとっていますということ。それから、B3のところも同じように浄化槽がありますので、1.5から2.5メートルを採っていると。このあたりはちょうど等間隔でありますと、タンクに当たらない場合があるので、その場合については多少位置をずらしまして、必ずタンクの下になるような位置で採取をしているということでございます。

Bの4を見ていただきますと、これはアンダーラインのところが1.5から2メートルということで、単位区画の中心と書いていますけど、これがタンクを意識した位置をずらさなくて、も

ともとど真ん中の位置とタンクの位置が重なっているのでこういう表記をしているというようなことで、タンクがあった場所、重油タンクがあった場所、浄化槽があった場所については必ず調査をしたということでございます。

もう一度、このブルーの色が塗ってある図面に戻っていただきますと、A1のところで浄化槽のところを丸で囲んでますし、3のところでは重油タンクを丸で囲ませていただきましたというようなことで、先ほどのアンダーラインでいいましたポイントがこの丸がつけてあるポイントということでございます。ですので、この病院の図面でどこの位置にあるかということしっかり確認して、ちゃんと土を採取して、深さも考えて適正に検査をしているということでございます。

それで、次もう1枚めくっていただきますと、その結果がどうであったかという資料なんですけども、まず浄化槽があったA1の地点がどうだったかというと、その5カ所の土を均等に混合して調査をして、21物質全部調べた結果どういうものが出てきたかというのが右の分析結果にあらわされています。その中で、こういう物質が測定値、幾らか数値があったのか、あるいは測定できないような数値だったのかというようなことがあって、アンダーラインを引いて赤でやっていますヒ素及びその化合物というものだけが基準値を上回ったということを表示をしております。同じようなことでA3の場所についても、ヒ素及びその化合物だけが基準を上回りました。A5の部分については、何も基準を上回りませんでした。

それから、次のページに行きまして、B3の部分についてヒ素及びその化合物だけが基準を上回りました。B4の部分についてもヒ素及びその化合物だけが基準を上回りましたというようなことで、各タンク、浄化槽の位置につきましては、こういう結果が出ておりますということでございます。

もう1枚めくっていただきまして、そのピンクの色がついている表があるんですけども、右側に54って書いてあるページですけどね。これが、先ほどいいました調査結果で、ヒ素汚染、ヒ素の基準値をオーバーしたということを30メートル区画ごとに色分けしたものが、ヒ素が出た部分と出てない部分ということを色分けした部分がこの図でございます。このピンク色の部分に関しましては、5カ所とってヒ素汚染が確認されましたので、これをもう少し細かく細分化して検査をするということで、今度は10メートルメッシュに区切って検査を改めて行っています。

次の右側に55と書いてあるページなんですけども、今度は先ほどは十文字に切って調査っていうことなんですけど、今度はもう10メートル区画に区切ったやつ、どこも全て調査をするということで全地点とっていった中で、この赤でマーキングしてあるところが汚染が基準値をオーバーし、白いところはオーバーしなかったということでございます。その検査結果が2枚ありまして、57と書いてあるA3判のこんな資料になりますけども、それが最終的にその調査をした結果、ヒ素が基準値を超えるとして残ったところがこのピンクの網かけがしてある部分ということで、こういう調査をさせていただきまして、こういう調査結果でしたのでということで6月議会中の委員会に報告させていただいて、その次のステップに深度、基礎ぐいが当たる部分の深さの調査をするということや、それから9月議会等でお願いした、今度はこのヒ素が

ある中で工事をしていきますんで、このヒ素が地下水に溶け出すことを考えながら、そういう ことがないように工事をしなきゃいけないということで、井戸水を監視し続けるというような ことを提案をさせていただきまして、御了解して進めてきたということです。

ですので、先日の一般質問の意見の中で、重油タンク部分の調査がしてないというような御 指摘がありましたけども、それについては間違いなくしているということを御確認いただける ものではないかと思います。

説明は以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 執行部のほうの説明がございましたが、委員の皆様、何かちょっとわかりに くい点とか。

米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、ちょっとわかりにくかったんで、ちょっとお聞かせ願いたいんで すけども。

表層0.5メートルってのはこれ50センチってことですか。

- 〇小林俊樹 庁舎整備局長 そうです。
- ◆米村京子 委員 ということでしますと、50センチっていったら埋め戻しの高さぐらいにしかならないような気がするんですが、それより深いところの土壌調査ってことはされてないんでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** 表層50センチっていうのは、路盤面、舗装面と、それから舗装の下に ある砕石とかを全部取っ払いまして、そこから50センチということで。実際の土の中にも入っ て、50から1メートルの間でとっているということですね。

それで、深いところをしていないという理由の一つに、9月議会でもちょっと説明をさせていただきましたけども、基本的には盛り土をしていって2メートル上げていくという計画になっています。それで、この汚染をされたヒ素を大きく削っていくというのは免震層が入ります、7階建ての本庁舎棟の下。そこは4メートルの深さまで掘ることになっていますので、ここは明らかに今回調査したよりも下の部分が影響があるということで、そこは深度調査をさせていただいたということです。

残る部分に関しては、基本的に1メートル以上土を掘削することがないということが基本設計、実施設計の途上ですけども、明らかになっていますので、これについては、掘った土は全部汚染土として処理をする対策をとらなければいけないということで、そういう意味でこういう調査をしている。法律的にもここの位置をすればいいということで、深い位置での調査を求めてないということがありますし、実際の工事のやり方としても、掘削するのは1メートル以内におさまるということですので、これで適正なものだというふうに考えております。

- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。
- ◆米村京子 委員 でも、最後に、もう一度確認なんですけども、これはやっぱり国のほうの規定 みたいなところでやってらっしゃるというのと、あと一つは、とにかくアスファルトとあれを、 下のほうの50センチっていうふうに理解しといたら、ここは、部分はよろしいんでしょうか。

- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- ○小林俊樹 庁舎整備局長 まず、調査のほうですけども、もともとこの土地については、法律的に土壌汚染の調査をしなさいという義務はかからない土地というのがあるんですけれども、やはり公共事業としてしっかりしてやるということと、いろいろ市立病院があったということで懸念される声もありましたので、自主的に調査をやったということでございます。自主的にやる中で、当然土壌対策法で決められたやり方に沿って調査をしているということでございます。それから、先ほどもおっしゃったように、確認されましたけども、当然アスファルトとか砕石とか、その後で舗装するために持ち込んだものは当然除きまして、そこから下を調査をしているということでございます。
- ◆寺坂寛夫 委員長 そのほか。
 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 この図面を使って説明いただいて、その重油タンクだとか浄化槽の位置もわかりました。そして、57ページですかね。10メーター間隔で詳細に区切ったときに、結局赤い印。確認された、ヒ素が確認されてるところに当たってるのが、要は重油タンクと浄化槽1つね。くいの部分のところですかね、になってるっていうのが、これでよくわかりました。

それで、やりとりの中で、くいを打つところだから調査をして、深く掘ってね。それはたまたまそこに浄化槽の位置だっていうのが1カ所で。その重油タンクのところはくい打ちをしないからということで、調査をしなかっただかしなくていいだか、ちょっと言い方は忘れましたけど、ちょっとそういうことも出てたんですけども。

そのときに私が思ったのは、やらない理由はこれまで説明されてきましたよね。説明されてきたんですけど、そういうやらない、やらなくてもいい理由、法にのっとってね、やらなくてもいい理由があるんだけど、そこに例えばそういう重油タンクだとか何か物があった場合には、やらなきゃ、逆にね、やらないといけないものかもしれんなっていうふうに思ったんですね、そのやりとりね。だから、重油タンクがあるのにしないことがいいのかっていうかね、法的にどうなんかとか、そういったところが聞いてて全然自信がなかったので、ちょっとそこを改めて聞かせていただきたいんですよね。

少なくとも、質問はちゃんと通告、聞き取りされてると思うので、どういう何ちゅうか執行 部が何を聞かれてるかっては、多分わかって……。

- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員、そうしますと、じゃあ、議事録がありますね。とられてますね。 議事録をちょっと委員の皆さんに。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** あくまでも正式な議事録ではなくて、調査委員会のほうで聞き取って 起こしたものです。それでよければ、お配りしましょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 はい。ええ、ちょっとその辺のポイントを。
- ○小林俊樹 庁舎整備局長 議事録のほうだけでいいですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 それも、問いかけ、違う点でも調べとられる。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** じゃあ、2枚とも。
- ◆伊藤幾子 委員 じゃあ、それを見てもう一回言わせてもらえますか。

- ◆寺坂寛夫 委員長 ええ、だけ、それを見ながら言っていただいていいですので。
- ◆伊藤幾子 委員 見ながらでいいですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 済みません。そのポイントをね。

そうしますと、伊藤委員どうしましょうか。ちょっと執行部に、ちょっと説明してもらいま すか、その辺の違ってる。

じゃあ、伊藤委員のほうが先に。

- ◆伊藤幾子 委員 いや、要は重油タンクがあった場所は、そこはくいに関係ないっていうことで調査をしないということなんだけども、調査をしないと意味が理解できませんという部分です。 そこのことをちょっと。しなくてもいい、しなくてもいいっていうか。しなくていいということでずっと理解してきてたので、そこを詳しく説明してください。
- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長、じゃあその理由とかね、その辺のね。されたとかその辺の説明を お願いします。
- ○小林俊樹 庁舎整備局長 太田議員のほうからは、重油タンクがあった場所がくいに関係ないという理由で調査をしないというふうに言っとられるんですけど、それは、多分誤解があるんだろうと思うんですけども、深度調査を2カ所するというとこで、御了解いただいてやったわけなんですけども、その2カ所のうちの、最終的な57ページの図で見ていただくと、B6ブロックのあたり、右側、B7ブロックですか。B7ブロックのあたりに深い、4メートル掘る部分が出てきますし、B4ブロックのところに4メートル掘る部分が出てくるわけですね。

多分、太田議員のほうはそのB4ブロックのほう、ここは浄化槽があったとこなんですけども、浄化槽がある部分と4メートル、免震層をつくるために掘る部分がたまたま合致しているので、ここはやってるんだというふうに理解されたと思うんです。A3ブロックのほうが重油タンクですので、こちらは先ほど言いましたように1メートル以上掘らないという部分なので、当然掘った1メートルは全部汚染土として処理をしていくことになりますので、それ以上そこを調べる必要はないということで、やらないということでこの委員会でも説明をさせていただいて、そういう扱いをしているんですけども、それを多分、太田議員は個人的に、浄化槽のあるとこだったから深く調査したんじゃないかというふうに思われたんじゃないかと思いますね。だから、その浄化槽や重油タンクがある部分は基本的には深く調査するということなのに、何で片方やって片方やらないんだっていうような理解をされたんではないかなというふうに思いませ

聞き取りの中では、ここの部分は意見として言われたところですので、質問をするという話では聞かせていただかない部分だったので、昨日、御本人にどういう意図だったのかというのを確認には行きましたけど、それも一応お伝えしてもよければお伝えをさせていただきますけども。どうでしょう。

- ◆伊藤幾子 委員 じゃあ、ちょっと、委員長。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 ちょっと1つ確認をしたいのは、要は細かく調査をしていて危険、危険物質っていうか、そういったものが出てきたときには、それに見合った対応をしていかないといけな

いわけで、どういうふうに深く掘るとか、掘るのが浅いとかね。そういったことで深度調査をするとかしないとかっていう選択があって、重油タンク、上に構造物が、こんなもんがあるから調べないといけないとか、そういったものではないということですよね。だから、重油タンクがあるから絶対そこは調べないといけないとか、そういったものではないっていうことでいいんですよね。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい、そういうものではありません。

先ほども言いましたように、基準としては、たまたまこれがわかっていますけれども、土地の売買とかそういうことをする段階において、何もない状態での売買というようなことは当たり前ですし、企業も更地にして売買をしていくので、何があってどうこうというよりも、先ほど言いましたように基準上こういうふうに調べてこういう基準でということなので、その中で規制がかかるような物質というのが特定されています。さっきの言いましたような第1種特定物質、第2種特定物質、第3種特定物質というようなものありますので、この土地の利用形態の中で過去使っていたようなものがそういう物質で含まれているか、それを網羅して、全部調べていくということですね。ですので、先ほど説明しましたように、このタンクがあったことにかかわらず、汚染の原因となるべきものは全部調べているので、特段この重油とか浄化槽のタンクとか、そういうものを意識してやらなければいけないというものはありません。

ただ、やっている中で、先ほども言いましたけども、タンクというものとか浄化槽というのは深いところに埋まっていますので、それを後でタンクをもって埋め戻したようなところの土を調べて、もう土が入れかわっていますのでね、それでは調査した意味がないということで、タンクより底の土を調べたということは配慮してやっていますので。調査をやっていないことでは全くなくて、調査はちゃんとやったということなので、ここは太田議員さんが述べられた、調査をしてないということとは違うということです。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

これは、局長、あれですか。通告外ということですかね、この辺は。何か一方的に話されと るようですけど、最後。

局長。

- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** あくまでも意見として述べられた部分ですので、質問ではなくて。太 田議員が御自分の意見として述べられた部分ですので、通告の部分ではないということ。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 今、説明をいただいて、中身が、それは理解できました。そういう認識があれば、太田議員の質問を聞いてても、疑問は持たなかったのかもしれませんけれども、私が疑問を持った点は、今の説明で理解はできました。

それと、もう一ついいですか。これは私、あくまでも土壌汚染のことで言われてると思ったので、もうとにかく報告書もちょっと場所も教えてもらわなきゃとは思ったんですけれども、これちょっと見てみると、何か井戸の話も、井戸というか、水質汚染。水質汚染のモニタリングのこと、水の調査のことも前段の答弁で出ているので、もしかしたら土壌調査のことではな

かったのかもしれませんけれども、私としては、土壌調査のことだと思って疑問を持ったわけで、そのあたりは本人さんとやりとりしないとわからないところですけれども、あくまでもこの間のやりとりを聞いてての私の疑問点は一応解消しましたけれども、ちょっと本人さんの本意はわかりませんので、そのあたりは何とも言えません。

◆寺坂寛夫 委員長 この内容を見せてもらいますと、かなり市民の健康を保護するためには、当たり前の調査をするべきではないかと思いますとか、市民の健康というものを考えるのに、本来調査を初めに行うべきではなかったのでしょうか。市民の健康というものは本当に担保できているのかと感じますと。非常に市民にちょっと不安を与えているような発言のようですが、これについては、執行部はどうですかね。これは、もう市長なり、その辺はどう考えておられますか、今では。

小林局長。

- ◆桑田達也委員 そこは、今の。ここは今の執行部からの御説明をいただいて、太田議員が本会 議上でなさった質問というか意見というか、そこに事実の誤認ということがあったわけですから、それについてどうということを執行部に聞くというよりも、これは議会側の対応として、この事実に基づいた発言をしっかりしていただきたいということを太田議員に言うしかないということに尽きるんじゃないでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 はい、委員、そのほかに皆さんはどうでしょうか。
- ◆長坂則翁 委員 修正させんといけん。
- ◆桑田達也委員 それちょっと意見として。
- ◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁 委員 ということになると、このままでは終わっちゃあちょっとおかしいなと思いますよね。事実誤認があったとするならば、それを本人がやっぱり修正をするならする。あるいは、これ通告がなくって一方的な発言だったということだけども、場合によったら本会議の、あすの冒頭ででも本人がやられることもあれだけども、逆に執行部の側として本来的には反問権使えばよかった。通告がなかったけ、反問権も使えんわけですか。その辺、ちょっとよくわからんけれども。
- ◆桑田達也委員 質問で終わってないからね。
- ◆寺坂寛夫 委員長 振られたということなんですかね。
- ◆長坂則翁 委員 うん、次の課題に移っちゃっとるからね。
- ◆桑田達也委員 そうそう。意見ですから。
- ◆長坂則翁 委員 ですんで、何ていうんか、あしたの冒頭にでも例えば執行部の見解として、事 実誤認の発言があったということで、市長が手を挙げられて、整備局長に発言求められるのも 1つの方法ではないのかと。私……。
- ◆桑田達也委員 市長ではないでしょう。
- ◆長坂則翁 委員 いやいやいや、市長が手を挙げんと発言が認められん。
- ◆寺坂寛夫 委員長 意見に対しての執行部の意見ということでね、間違ったが意見がされました ということで。

- ◆長坂則翁 委員 議長の了解を市長が求めないけんでしょうから。
- ◆寺坂寛夫 委員長 その辺でないと、この委員会どうのこうの、本人どうのこうの言うのもちょっとおかしいわけですしね。
- ◆長坂則翁 委員 だから、この委員会で議論をするべきような内容では、私はないと思いますよ。
- ◆寺坂寛夫 委員長 どうですかね。 桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 ただ、確かにこの委員会でということではないと思いますが、やはり特別委員会のやはり我々の立場といいますかね、やはりこの執行部のほうからこのような御説明を聞いた、6月議会にも聞いているという状況の流れの中で、太田議員がこの事実に基づいていない発言をしたということについては、これは例えば議長から太田議員に対しその撤回なりを求めんと、言いっ放しで終わってるわけですから、要するに、執行部側とすればその言いっ放しで終わったことに対しての答弁っていうのは、やっぱりできない形で終わってるわけでね。ここは、一度やはり議会運営のことになるので、きょうは議運の委員長もおられるし、私もこの議運のメンバーですので、そこで諮っていくということがふさわしいんではないかと思います。

これまでの議会運営の中でも、やっぱり議場での発言がやはり正しくなかったとか、それが 社会的な、道義的な社会的に許される発言ではない場合は、やはりきちっと発言の撤回は議員 みずからがやっているわけですから、そこに水を向けていくということが大事なんじゃないか と思いますけど。

- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 まず、通告がなかったとかっていうようなこともあったんだけれども、意見の場合は別に通告一々しなくても、好き勝手に何でも言えるのかなって私は思っているんですよね。
- ◆桑田達也 委員 それは違いますよ。それは……。
- ◆伊藤幾子 委員 いやいやいや、それは、それが事実かどうかっていうのはあるかもしれないけれども、でも自分が言う意見まで、意見の中身まで、私は一般論として通告する必要はないと思ってるんですよね。ただ、質問だったらね、基本、通告は必要だし。でも、そのやりとりの結果何が追求で出てくるかっていう。それ、どこまで言うかっていうのはありますけれども、ちょっと意見についての通告云々というのは、ちょっとすっごく違和感があります。それはそう思いました。

事実誤認というか、ちょっと事実じゃないっていう部分があるという、説明でそうだったんですけど。ただ、言ってる本人のどういう思いというか、どういう考えで言ったのかっていうのは聞かないと、私は土壌のことだと思って聞いてましたけども、これはもう土のことだなと思って、本当にぴぴっときたんですけど、もしかしたら違うかもしれないし。やっぱりそのあたり、やっぱり本人にちょっと何を思って言ったのかっていうのは聞かないといけないんじゃないのかなとは思いますけど。

- ◆桑田達也 委員 どこで誰が聞くんですか。(笑声)
- ◆伊藤幾子 委員 それは困る。そう言われても……。(笑声)

◆寺坂寛夫 委員長 多分、土でしょうね。水質のことをね。水質っちゃあ、これからいろいろ調査するとかあれですのでね。水質、基本的には周辺の人が井戸使っとられるとか、そういう調査されるかどうかわかりませんけど。あれもきちっとした保健所で水質をして飲まれることもある、飲料水の場合はね。ですから、ヒ素を持ってきてそこを造成したとか、そういうんじゃなしに、自然の状態ですのでね。だから、どうのこうのっていう人は余りないと思うですけどね、地下水の問題で。あくまでも、こちらが工事するときにきちっとしたいという、チェックをしたいということですのでね。

ですから、あくまでも土質のことを聞かれたと思うんです。まだ水質のどうのこうのは今後のことですのでね。

はい、局長。

- 〇小林俊樹 庁舎整備局長 一応は庁舎側でも。
- ◆寺坂寛夫 委員長 マイク、はい。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** 済みません。庁舎としても間違った意見を言われたという認識があったので、一応、太田議員のほうには接触をしまして、どういう考え方かというのはお伺いはしてますけども、もしそれが必要であれば、お伝えしてもいいですけど、そこは委員長さんにお任せします。
- ◆寺坂寛夫 委員長 星見委員。
- ◆星見健蔵 委員 市民の、特に健康にかかわるようなことを言っておられるわけですね。だから、 質問という形ではなしに、ただ個人的な感想か意見かっていうことであったというふうに思う わけですが、やはり実際にそういった調査をやっているわけですから、そこはやはりこういっ たテレビの放映等々で市民が見られて聞かれておられるわけなんで、やはり実際にやっている ことはいるということを、やはり直接本人さんに、どういった形になるのかわからんけども、 やはり間違いは間違いであるんですのでね。その辺はやっぱり正していくということは私は必 要だというふうに思います。
- ◆桑田達也 委員 その接触をされて、実際どういうことを言われたんでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 執行部のほうで、ちょっと。

じゃあ、局長、ちょっと。どうぞ。

〇小林俊樹 庁舎整備局長 じゃあ、許可をいただきましたので。

昨日お会いをして、どういう意味で重油タンクの調査をしてないのかというのを聞かれたんですかというのを確認をさせていただきました。といいますのは、太田議員全部この土壌汚染に関する一連の資料というのは、議会事務局を通じられて資料要求されてまして、全部読んでおられるので理解しておられるんじゃないですかということで話はしましたけども、太田議員が言われるには、タンクの下を調査していることは知っていると。知っていて、自分はそれに加えて水質の調査をタンクの下でするべきだという意味で言ったんだというふうには言っておられました。そういうふうに聞こえないので、では、なぜそういうふうに言われなかったんですかっていう、皆さん誤解されるんじゃないでしょうかという話はしましたけども、それについては、自分は上のほうで水のことも言ったんで、みんなが水のことを言っていると聞こえる

というつもりで言ったんだということは言っておられました。それは、結果をお伝えしております。

- ◆星見健蔵 委員 くいに関係ないところだけどな。
- ◆伊藤幾子 委員 ちょっと、もう一回。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 済みません。観測井戸を4カ所、計8本やりますっていうことで、それで、例 えば重油タンクのところで水質調査をするっていうのは、重油タンクのあったところに観測井 戸を設けるっていうことなのか。済みません、ちょっと意味がわかんなくって。

例えば、浄化槽のところ、くい打ちするところね。そこに井戸掘るわけじゃないですよね。 井戸掘りませんよね。その浄化槽のところもそれでいったら水質調査をしてることにはならな いと思うんですけど。済みません、深度調査と水質調査の関連があるのかないのか、もうちょ っとわけわからんですけど。

- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** 深度調査は土壌汚染のヒ素がどこまであるかということを調査をしているんですけども、実はサンプルとしてそこの水もとってはいるんですね。それをこの調査報告書を全部読むと、サンプルでとった水のことも若干記載があるんですよ。
- ◆伊藤幾子 委員 ああ、深度調査すると……。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** それが、多分太田議員の中に、頭にあったので、深度調査というより も水の調査もメーンにしているのかという誤解があったのかもしれないですけども。

だから、深いところまでやるんなら水も一緒に調べられるでしょという意味合いかなと思うんですけども。それがたまたま浄化槽の位置に当たっているので、重油タンクのところも深度調査をすれば水のことも関連してわかるんじゃないのということかなとは推測しましたけど。直接やりとりしたわけじゃないですけど、感じとしてはそういうことはあるのかなというふうに思います。

◆寺坂寛夫 委員長 先ほど星見委員のほうも話もありましたけど、要は委員会として太田議員に それを言うんではなしにということですよね、どっちにしてもね。できれば、執行部のほうか ら、再度でもきっちりとしたこの委員会の報告を、思いを伝えていただけたらと思いますけど ね……。

事務局、事務局どうですか。この問題になっとるということ。え、総務部長どうですか。

- ○河井登志夫 総務部長 執行部側からの太田議員へのというお話でございますけども、やはりこの質問の中で御意見として終わっとるところでございますので、やはり意見で終わった部分を執行部のほうから内容が異なっとるだでということは、ちょっとあんまり想定をしておりませんで、やはり議会の中のほうで御検討いただくというのが、議会のほうの運営のやり方かなというふうには考えております。
- ◆星見健蔵 委員 議運のほう、議運ね。
- ◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。
- ◆下村佳弘 委員 一般質問に限らず、聞いてると事実ではないことを意見としてはよくおっしゃ

られる、よくあることだというふうに思っております。そういった中で、事実誤認であるということが、今の段階では事実誤認ではないかというふうなことになってるわけですけども、こういった場合に、他人の侮辱であるとか議会侮辱であるとかいうことになれば処分の対象ということに、僕、なると思います。この場合に、やはり、じゃあどういう処分するんだというようなことになると、非常に考えるとこだというふうに思います。だから、本人か、やはり議長なりが勧告されるにしても、きちんと考え、事実誤認ということを自覚して考えられて、対応されるということが本筋だろうと、私は思いますね。

ですから、何ですか、ここでどうのこうの言ったりするのを、議運で、じゃあおまえはこうだというような謝罪を求めるというようなことはできないと。ということで、やっぱり本人が、まだ言われるなら議長の勧告で、この議会の品位を落とすような発言はだめだということで言っていただくというようなことまではできるんじゃないかというふうに思いますね。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その事実誤認っていうか、ちょっと事実と違うというような認識が本人にあればね、何かしらっていうのがあるんでしょうけど、やっぱり思いがあったり、いろいろ考えがあったりする中で、はたから聞いててこうだからっていうことはなかなか私はそうならないと思ってるんですよね。

それで、先ほど下村委員のほうから議会の品位をどうのこうのとかっていうのもありましたけど、本当に議会の品位を傷つけるようなことがあったら、注意受けたりいろいろね、それなりの対応っていうのがあるんでしょうけど、じゃあこれがそれに当たるんかってなるとね、またそれもあれだし。どこまでが品位って、そんなこと言われたら私もいろんなこと言ってきたなって、正直思うし。(笑声)これから、どんどん言われへんようになるなって思ったりもしましてね、実は。

要は、本当に議員みんなが気をつけないといけないのは、本当に市民に誤解を与えるようなことを言うとかね、言葉足らずで説明不足で、本当にちょっと誤解してとられるような言い方だとか、そういったことは極力避けて、本当に誰が聞いてもわかるように発言をしていくっていうね、そういう基本的なことを本当に心がけていくということでしかないのかなというのは、実は思っておりまして。

やっぱり、私はやりとり聞いてて、とにかく自分が賛成してきておるのに、え、こんなことで賛成しとったら、これはもう絶対怒られるわと思って、確かめなあかんわと思うたんですけど。やっぱりこれは問題だみたいなことって、よくその場で何か声がかかるじゃないですか。今の発言どうのこうのちゅうのはね。それが基本、なかったわけなので。余り、聞いてる人も余り流しちゃっとったっていうね、こともあるので。今さら、今さら御本人に、こりゃ間違いだからっていうようなことは、基本言えないのかなっていうのは私は思います。

◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 ただ、これは議事録に残ることなのでね、逆に太田議員の名誉のためにも、これはやはり訂正をされないといけないんじゃないかと思いますよ。

特に、きょう太田議員の6日の議事録の抜粋がありますけど、今国民的な問題になってる豊

洲から始まってるわけですからね。そうやって不安の中で、さらには9月の調査報告書も読んだ上での発言がずっと続いてきて、最終的に最後のところ、今問題になっている、調査をしないで進めていることが云々となっているわけで、こういう流れ見ればね、やはりここに太田議員の最後のこの意見の落としどころがあると。やっぱり見てとってね、やっぱりこれはどうなのかなって、やっぱり改めて思いますよ。だから、やっぱり太田議員のためにも、やはりこれは訂正すべきところはしとかないと、やっぱり市民も見ている、放映見ている市民だって誤解をやっぱり受けているわけで、そのまんま誤解を解かないまま議事録にも残ってしまうということが、果たして議会の対応としていいのかどうなのかっていう問題はあると思いますよ。

- ◆寺坂寛夫 委員長 委員の皆さんどうですかね、その辺。 星見委員。
- ◆星見健蔵 委員 今、桑田さんが言われたですけども、やはり何ぼひとり言でたとえ言った部分にしても、やはりテレビ放映で言われておられるんでね。やはり、何だいや、何にもそれこそ調査もせずにやりようるだかいやっていうような、市民の方、とられる方もあると思うんですよね。だから、やはり市民の、特に人の健康に当たるような重要な部分なんでね。やはりその辺は実際にきちっと調査をやっとりますということを、改めてやはり市民のほうに、またやっぱりそういった誤解を招かないような、誤解を解いていくということは、私はやっぱりやっていくとことは、しとかないけんというふうには思いますよ。

ですから、先ほど下村さんのほうからも議運のほうでっていうね、本人さんがっていうこともあったですけども、間違いは間違いでやはり正すということで、やはり何らかの対応をとっていただきたいなというふうに思いますけど。

- ◆寺坂寛夫 委員長 どうでしょう。星見委員の発言で議運で対応という話もありますが、議運。 発言にはいろいろありますんでね、議運でいろいろ通告の問題とか、議運での、発言内容のこ とですのでね、議場での。議運での対応というのもあるわけですけど。 桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 このように伊藤議員のほうからの御意見として出てきて、このように今、特別 委員会の中で重大な問題ではないかと、やっぱり思いということも出てるわけで、これは特別 委員会委員長、寺坂委員長のほうから議運委員長に諮ってもらうか議長に諮っていただいて、 それで委員会の意思としてこれは訂正すべきではないかという意見が出ているけどもと、対応 を求められるのがいいのではないかなというふうに思いますが。
- ◆寺坂寛夫 委員長 いかがでしょう、皆さん。議運の委員長へ、もしくは議長へということでしょうか。議長ね。
- ◆下村佳弘委員 議長の厳重注意ちゅうの……。
- ◆桑田達也委員 その後はこう、皆さんの判断。
- ◆寺坂寛夫 委員長 はい、局長。 市議会事務局長。
- **〇河村敏 市議会事務局長** 今の委員間協議を聞いて、これはやっぱり議運の内容ではあります けども、まず1点、発言通告の話が出ましたけども、発言通告というのは議長の許可を得て通

告内容を言うっていうんですけど、これまでも、例えば一般質問の冒頭に通告とは関係ないようなことを、世界の情勢とか国の情勢とか言われる議員もあります。それから、意見としても最後のまとめで、ちょっと違うようなことは言われるとこもありますので、そこを厳密に言われると、伊藤委員さん言われるみたいに何も言えなくなってくるというようなことがあるので、そこは今回の件は通告内容がどうのこうのとはちょっとこだわらないほうがいいかなと思っております。

それともう一つは、発言の訂正というのは、議長なり議運の委員長なりがもし言われたとして、促すことはできますけども、議会のルール上は本人の申し出がない、発言の申し出がないと訂正ができないというルールになっています。ということをお伝えしておきます。

- ◆桑田達也委員 それ促すことはできる。
- ○河村敏 市議会事務局長 促すことは可能です。
- ◆寺坂寛夫 委員長 今の局長の話ですね、促すことはできるけど、あれですわね、本人次第とい うこと。本人の、どうされるかね。

そうしますと、その段階どうしようもないもんですから、それはね。本人次第になりますから。だから、訂正のことは、違いますよということは議運でいくのか、議長ということになるわけですね。(発言する者あり)

議運でいえば、議運に諮らないけませんしね、どっちにしても。

- ◆下村佳弘委員 議運に諮ったらまた、審議がまた長引くと思います。
- ◆米村京子 委員 済みません、いいでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。
- ◆米村京子 委員 単純に議長のそれこそ注意だ、注意ってことにもなるんですか。それはないですか。議長が、ああ、これはちょっとあれでしたよっていうことで。注意っていう、そこでとまるっていうことはないんですか。ちょっと、その辺聞いときたい。
- ◆寺坂寛夫 委員長 議長の、先ほどの話では、発言の通告外ですので、議長に出されてない意見ということで、個人のね。だけど、意見といってもこれ、質問に絡むことですけどね、本人の。全然、世界情勢でもないし。質問の中に絡むことで、通告外、でも、本来なら通告してあるものでなければならない、きちっとした答弁を求めれん。そういう問題ですのでね。本来なら、議運が、議長直接持っていってもなかなか難しいんじゃないでしょうかね。
 桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 先ほど、河村事務局長のほうからもありましたけど、最終的には太田議員の判断に委ねるしかないという結論かと思うんです。ただ、その特別委員会でこのように出てきたということ。そして、その特別委員会の中で説明、改めて説明も聞き、委員間討議というか、審議をしたということがあるわけですから、こうしたことが事実として、委員会でいろんな意見が出たということは、委員長か議長を通じてでも太田議員に伝えていただき、訂正するかしないかの最終的な判断は太田議員に任せるという流れじゃないでしょうか。ここで終わる問題ではないような気もします。
- ◆寺坂寛夫 委員長 いずれにしても、あんまり日にちがないもんですからね。これがずっと取り

下げされても先に行ってもあれですので。先ほどの質問のすぐ後ですので、早い段階でのそれなりの対応といいますか、本人への話を持っていくというのは必要だと思いますんでね。

議運とかまた、あとは日程がちょっとね。皆さんのほうで委員長としてということで決まれば、私が委員長で、議長にそういう委員会の。(発言する者あり)

じゃあ、議長へちょっとそういう話が出たということで、本人に議長の。とりあえず、議長に話を、そういう説明で、本人にどういうふうに伝えてもらうという、この委員会の内容をね。 ということに、最終的にはしたいと思います。議長にお任せします。

そのほかは。

藏增次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 済みません。時間の、長い中で申しわけありません。

1点だけ報告をさせていただきたいと思います。裁判についてでございます。地裁ですけど、9月30日に住民の方から市長を被告とした裁判、市庁舎建設に関する公金支出等の差しとめを求める訴訟の判決がございました。この後、原告の方より高等裁判所への控訴の提起がございました。第1回口頭弁論を来年の1月16日、広島高等裁判所松江支部で行われる予定になっておりますが、弁護士を代理人として市として対応をしていく必要が生じたために、現時点で弁護士選任に係る委託料、着手金の部分でございますが、それにつきまして、既決予算を流用させていただきまして対応させていただいております。費用につきましては、2月補正で予算の計上をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。2月補正で対応というか、流用という ことで。(「はい」「なし」と呼ぶ者あり)

そのほかございませんね。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 水質検査っていうか、モニタリングのことでちょっと確認をしておきたいんですけれども。いろんな会社が、こういうことをやる会社がありますよね。そういったところが自分ところの会社の宣伝兼ねて、水質調査のモニタリングの中身なんかもホームページに上げてるんですけれども、何かそれを見てたら、最初1年に4回以上やっていって、2年目以降から10年目までは1年に1回以上とかね。何か、11年目以降は2年に1回以上とかね。結局、土壌汚染が存在する限りは、何ちゅうか、モニタリングが終えれないっていうか、ずっと続けるもんですみたいなね、ことが書いてあるんですよね。

この間、説明受けて、基本5年ぐらいみたいな、でき上がっても2年後かな、何だかそんなことがあったと思うんですけど。これっていうのは、そこで本当に終わるものなのか。ホームページに出てるようにずっとやるもんなのか。その辺はどうですか。

- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- **〇小林俊樹 庁舎整備局長** そこの土壌の状況といいますか、処理の方法とかにもかかわってくるんですけども。例えば、要措置区域というような、今問題になっている東京ガスみたいなものとか、化学薬品を使うような工場みたいなところが立地をしていて、要措置区域ということで

指定をされて、基本的には汚染物質も除去を、完全に除去をしていかなきゃいけないようなと ころというのは、今言われましたように当初1年4回で、それ以降2年目の段階で、それ以降 はっていうようなずっと続くような命令というか、措置がかかることがあります。

ただ、ここの土地の場合はそういうことではなくて、処理の方法も、掘らないところは現状のまま、そのままヒ素が残るということですし、こうやって調べた汚染土として掘ったものについては、持ち出して処分場に持っていくとか、不溶化処理をするということになるんですけども、そういう処理をした場合は2年間、工事完了後2年間ということで大丈夫だという。いろいろ細かい中身があって、区分がされてるんですけども、原則的にその要措置区域なとこはずっと永久的な書き方がしてありますけど、そういう措置のやり方によってはこうっていうのがあって、我々がやろうとしていることで対応をとっていけば2年間、工事完了後2年間モニタリングをすればいいというふうになるということです。

- ◆伊藤幾子 委員 はい、わかりました。
- ◆寺坂寛夫 委員長 そのほか、ございますか。

ないようですので、以上をもちまして新庁舎建設に対する調査特別委員会を終了いたします。 大変御苦労さまでした。

午前11時12分 閉会